平成２１年（フ）第１５２号
秋田市土崎港中央１丁目20番22号
破産者　布施　寿俊
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２０号
秋田市新屋寿町７番17号
破産者　菊地　秀子
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９７号
福島県双葉郡富岡町大字本岡字清水前261番地の７
破産者　河村　里美
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２０年（フ）第１３９９号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目７番15号　加藤ハイツ201号、開始決定時の住所神奈川県藤沢市辻堂２丁目６番１―602号
破産者　竹下　誠二
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１９７６号
横浜市中区三吉町２番地２　藤平ビル303号室
破産者　岩田　　努
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５５２号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目11番７―404号
破産者　小國　　浩
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０号
富山県高岡市下麻生伸町5423番地８
破産者　能登　厚子
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第６０号
石川県小松市八里台20番地10、従前の住所石川県小松市向本折町ハ125番地１
破産者　布野里江子
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第１８５号
兵庫県三木市細川町垂穂740番地
破産者　山中　張生
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１８号
徳島県鳴門市大麻町檜字高麗２番地11、開始決定時の住所兵庫県姫路市西庄甲557番地
破産者　甲本香代子
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２０年（フ）第１８９号
山口県下松市大字西豊井1285番地１、開始決定時の住所山口県周南市大字栗屋821番地の10
破産者　倉重　佳徳
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２０年（フ）第５１３号
愛媛県松山市石手５丁目１番43号
破産者　本田　　勉
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３２号
愛媛県松山市星岡４丁目14―15、住民票上の住所愛媛県松山市空港通２丁目４番40号　桂荘６号
破産者　姫田　雅男
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１２７号
宮崎県都城市吉尾町912番地９　カミツマガリ第１アパート107号
破産者　吉村　庸子
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

免責許可決定

平成２０年（フ）第１２１２５号
埼玉県狭山市鵜ノ木30―１―507、開始決定時の住所埼玉県入間市大字上藤沢388―28
破産者　井上　勝紀
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１５４５０号
神奈川県横浜市神奈川区西寺尾４丁目15―４―609
破産者　山田あやみ
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３４４０号
東京都足立区関原３丁目２―１―203
破産者　富樫　彰範
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４１１１号
東京都東村山市栄町２丁目32―５―801
破産者　峯岸　　豪
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８８０号
埼玉県新座市野寺４―10―９―203、住民票上の住所東京都西東京市富士町５丁目１―６―401
破産者　関田　由子
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２３号
埼玉県川越市野田町１丁目23―90
破産者　廣瀬　哲也
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部